

埼玉県男女共同参画基本計画

(平成 24 ~ 28 年度)

埼 玉 県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の内容	1
5	計画の目標	2
6	計画を推進するための基本的な視点	2
7	条例の基本理念と計画の基本目標	3
8	推進指標及び重点指標の考え方	4
9	計画の体系	5

第2章 計画の内容

7

基本目標 I	あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する	7
施策の柱	1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	7
基本目標 II	経済社会における女性の活躍が広がる	11
施策の柱	2 働く場における男女共同参画の推進	11
基本目標 III	家庭や地域を男女が共に支え合う	18
施策の柱	3 家庭における男女共同参画の推進	18
施策の柱	4 誰もが地域でいきいきと生活できる支援	22
基本目標 IV	災害に強い地域を男女が共につくりあげる	29
施策の柱	5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	29
基本目標 V	男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす	32
施策の柱	6 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革	32
施策の柱	7 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画 の理解の促進	36
基本目標 VI	男女共同参画の意識をはぐくむ	39
施策の柱	8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	39
基本目標 VII	女性に対するあらゆる暴力を根絶する	43
施策の柱	9 女性に対する暴力の防止と被害者支援	43
基本目標 VIII	男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる 健康づくりを支援する	50
施策の柱	10 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	50

第3章 計画の推進体制

54

第1章 計画の基本的な考え方

1

計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

平成19年2月にはこのプランの見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、「男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現」を目標として男女共同参画推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成19年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、平成21年に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）を改正するなどの関係法令の整備を行うとともに、男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえ、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

このような中、県では現行プランの計画期間の終了に当たり、これまでの成果を踏まえるとともに、今後、生産年齢人口の急激な減少、経済の低迷と雇用環境の悪化、そして先の東日本大震災からの復興などの新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、新たに計画を策定するものです。

2

計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3

計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間

4

計画の内容

条例の基本理念に基づき、以下の内容を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 計画の目標

男女共同参画社会の実現

—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—

6 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための四つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担などが見受けられ、また、夫・パートナーなどからの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力も深刻な問題となっています。

このような男女が置かれている状況から、教育や労働、メディアなどのあらゆる分野で、男女の人権を尊重していくことが必要です。

(2) 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)を見直す

社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)は、社会の制度・慣行の中に存在し、無意識のうちに固定的な性別役割分担をつくり出し、次の世代へと引き継がれていきます。

社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)は、決して固定的なものではないことを認識し、働く場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女のあり方や社会システムの中に存在する偏見を見直していくことが必要です。

(3) 家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県では、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境の整備を行い、男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に参画できるよう、男性の働き方について見直す必要があります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを実現していくことが必要です。

(4) 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

埼玉県としても、国際社会の一員として、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していくことが必要です。

条例の基本理念と計画の基本目標

条例の六つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「八つの基本目標」を設定しました。

また、六つの基本理念と八つの基本目標及び四つの基本的な視点の関係を次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣習についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協力

計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が広がる
- III 家庭や地域を男女が共に支え合う
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

男女共同参画の
推進

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）を見直す
- 3 家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

目 標

男女共同参画社会の実現

— 男女が共に個性と能力を發揮でき、人権が尊重された埼玉 —

推進指標及び重点指標の考え方

計画を推進するための施策について、その達成状況を的確に把握するため、できるだけ多くの推進指標を掲げ、それぞれに数値目標を設定しました。

さらに、本県が重点的に取り組んでいく事項として、次のとおり三つにまとめ、これらの事項に対する各種施策の達成状況を重点指標として、進行管理していきます。

(1) M字カーブ問題の解消

本県の特徴として、女性の労働力率が出産、子育て期において大きく低下する、いわゆるM字カーブ問題があります。この原因として、家事・育児・介護などの家庭生活における負担を主として女性が担っており、核家族世帯の割合が高く、通勤時間が長いことから、就業の中止をせざるを得ないという状況があります。

就業の継続を希望する女性が仕事を続けられ、また、退職した女性が希望すれば容易に再就職できるような環境整備を行うことが重要な課題となっています。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画

政治・行政・経済などの社会のあらゆる分野において、政策や方針の決定過程への女性の参画はいまだ不十分な状況です。政策や方針の決定への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、共に責任を担うための基盤をなすものです。

こうしたことから、あらゆる分野において政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大していくことが重要な課題です。とりわけ公的分野で決定される政策や方針は、県民の生活に大きな影響を与えることから、早急に取り組まなければならないものとなっています。

(3) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は女性だけの問題として考えられやすく、また、夫や父親としての男性が家庭内で家事分担をすれば解決できると限局的に捉えられがちです。

しかし、男性の長時間労働という現実は個人だけで解決できる問題ではありません。男女共同参画を女性や夫婦間だけで実現しようとするのではなく、男性にとっても重要な意味があると捉え、男女共同参画の実現によって男性もより暮らしやすくなるという理解を深めることが重要です。

男性一人一人の固有的な性別役割分担意識の解消を図り、男性が男女共同参画について正確な知識を深め、長時間労働など自らの働き方を見直し、積極的に家庭生活、地域生活への参画を進めることが重要な課題となっています。

男女共同参画社会の実現へ 男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉へ

計画の体系

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)を見直す

基本目標

施策の柱

I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

II 経済社会における女性の活躍が広がる

2 働く場における男女共同参画の推進

III 家庭や地域を男女が共に支え合う

3 家庭における男女共同参画の推進

4 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

6 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

7 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

VI 男女共同参画の意識をはぐくむ

8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

9 女性に対する暴力の防止と被害者支援

VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

10 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

計画の推進体制

1 総合的な推進体制

- (1) 庁内推進体制による全庁的な推進
- (2) 男女共同参画審議会の意見の反映
- (3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

2 男女共同参画推進センター(With You)

- 3 市町村の推進体制の整備への支援と市町
- 4 国・県民・事業者・民間団体との連携

3 家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
4 國際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

施 策 の 基 本 的 な 方 向	重 点 的 に 取 り 組 む 事 項
(1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画 (2) 市町村への支援 (3) 事業所・各種団体の取組への支援・協力要請 (4) 積極的格差是正措置の具体化 (5) 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供 (6) 政策・方針決定過程の透明性の確保	M字カーブ問題 の解消
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 (2) 女性がいきいきと能力を發揮できる就業への支援 (3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (4) 商工業などに携わる女性の経営・地域社会への参画促進 (5) 農林業に携わる女性の農業経営・地域社会への参画促進 (6) 女性のチャレンジ支援	【重点指標】 ・女性(15~64歳)の就業率 ・女性(30~39歳)の就業率 ・女性キャリアセンターの利用者数 ・女性キャリアセンターを利用した女性就職者数 ・保育サービスを利用可能な児童数 ・中小企業において、仕事と育児の両立支援制度を整備している事業所の割合
(1) 家庭生活における男女共同参画の促進 (2) 子育ての社会的支援 (3) 介護の社会的支援 (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援 (5) 男性の家庭・地域活動への参画の促進	政策・方針決定過程 への女性の参画
(1) 高齢者がいきいきと生活できる支援 (2) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援 (3) 経済的に困難な女性、若年女性無業者などの自立支援 (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進 (5) 地域活動における男女共同参画の促進 (6) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進	【重点指標】 ・審議会などにおける女性委員の割合 ・委員に占める女性の比率が40~60%の審議会などの割合 ・協議会などにおける女性委員の割合 ・市町村審議会などにおける女性委員の登用目標を設定している市町村数
(1) 防災訓練や自主防災組織などの男女共同参画の意識啓発 (2) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの整備 (3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (4) 災害復興時における男女共同参画の促進	男性にとっての 男女共同参画
(1) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し (2) 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進 (3) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援 (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (5) 男性にとっての男女共同参画	【重点指標】 ・男性県職員の育児休業取得率 ・男性の家事・育児・介護の時間数 ・固定的な性別役割分担に同感しない人(男性)の割合
(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成 (3) 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護 (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進	
(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進 (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進	
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (4) 性犯罪への対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) 人身取引対策の推進 (7) ストーカー行為などへの対策の推進 (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進	
(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着 (2) 生涯を通じた健康保持対策の推進 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	

さいたま)による男女共同参画の推進
村との連携

5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理
6 女性のチャレンジ支援体制の充実

第2章 計画の内容

基本目標 Ⅰ

あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱 1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえません。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性のチャレンジを支援し参画を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を支援します。

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画

県審議会委員などへの女性の登用の促進、女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用、校長・教頭、事務長などへの女性の登用について、県における取組を進めます。

推進項目

- ① 県審議会委員などへの女性の登用の促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による審議会委員などへの女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 委員の職指定改善についての国への働きかけ
 - エ 女性の研究者や専門職の登用
- ② 県の設置する要綱に基づく協議会委員などへの女性の登用の促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
- ③ 管理職をはじめとする職員などへの意識啓発（総務部、全庁）
- ④ 女性の職員の職域拡大と管理職への積極的登用（総務部、教育局、全庁）

⑤ 女性の教員の校長・教頭職への積極的登用（教育局）

施策の基本的な方向

（2）市町村への支援

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

推進項目

- ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
 - ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用の促進支援（県民生活部）

施策の基本的な方向

（3）事業所・各種団体の取組への支援・協力要請

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- ① 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進の必要性についての啓発（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 男女共同参画を進める事業所の表彰など
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ② 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

(4) 積極的格差是正措置の具体化

条例に規定している積極的格差是正措置の具体的な内容を検討し、その成果を施策に反映させていきます。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の調査研究及び普及（県民生活部、産業労働部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

女性の人材の発掘・育成・活用を図るとともに、女性の人材に関する幅広い情報の収集・整備・提供を行います。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における女性の人材に関する幅広い情報の収集・整備・提供
 - イ 女性認定農業者やさいたま農村女性アドバイザーの認定の推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、教育局、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - イ 男女共同参画アドバイザーの養成

施策の基本的な方向

(6) 政策・方針決定過程の透明性の確保

県におけるあらゆる政策・方針について男女を問わず意見を述べる機会を確保し、反映させるためには、その過程についての透明性を確保することが必要です。

県民へ必要な行政情報を積極的に提供していくために、情報公開制度の的確な運用、インターネットの活用、パブリシティの積極的な活用による広報活動の充実を図ります。

また、県が県民に大きな影響を与える条例案などを公表し、県民の意見を求める県民コメント制度や、広聴集会の開催などにより、県における政策・方針決定過程の透明性の確保を図ります。

推進項目

- ① 情報公開制度の的確な運用（県民生活部、全庁）
- ② 県民コメント制度の効果的な運用の推進（県民生活部、全庁）

＜推進指標＞

重点指標 1:M字カーブ問題の解消、2:政策・方針決定過程への女性の参画、3:男性にとっての男女共同参画

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
審議会などにおける女性委員の割合 【重点2】	35.9% (平成23年度)	40%以上 (平成28年度)	県の各種審議会など(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の割合	国においては平成32年までに40%以上60%以下となることを目標としており、国よりも早い時期に達成することを目指して、この目標値を設定
委員に占める女性の比率が40~60%の審議会などの割合 【重点2】	63.6% (平成23年度)	75% (平成28年度)	県の各種審議会など(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)のうち女性委員の比率が40~60%の審議会などの割合	女性委員の比率が40%以上60%以下となる審議会などを全体の4分の3に増やすことを目指して、この目標値を設定
協議会などにおける女性委員の割合 【重点2】	17.9% (平成23年度)	30% (平成28年度)	県の各種協議会など(要綱、要領、規約、個別の決裁などに基づき設置され、県職員以外の者が構成員の全部又は一部となっている協議会など)における女性委員の割合	県の政策方針決定過程への女性の参画を更に促進するため、この目標値を設定
市町村審議会などにおける女性委員の登用目標を設定している市町村数 【重点2】	84.3% (平成22年度)	100% (平成28年度)	市町村の各種審議会など(法律又は条例により設置されている審議会、委員会など)について女性委員の登用目標を設定している市町村の数	市町村の政策方針決定過程への女性の参画を更に促進するため、この目標値を設定

基本目標 II

経済社会における女性の活躍が広がる

施策の柱 2 働く場における男女共同参画の推進

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の施行などにより、女性の働く環境の整備は進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の不平等感は今なお残っています。

また、経済のグローバル化に伴う経済構造の変化や景気低迷に伴う雇用環境の悪化により、女性の就業形態も変化し、多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員など不安定な雇用形態で働いています。

こうした中で、女性も男性も自らの能力を最大限に發揮し、働く場における女性と男性の格差を正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが必要です。今後、生産年齢人口の急激な減少による人材不足が懸念される中で、働く場において女性の能力を十分に活用し、多様な視点や新たな発想を取り入れるなど企業経営におけるダイバーシティーの考え方も重要となっています。

一方、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を可能にする就業環境の整備とともに、仕事と介護・子育ての両立支援などの様々な取組が求められています。

施策の基本的な方向

（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

男女雇用機会均等法の普及に努め、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取扱いを改善する取組や、男女間の賃金格差が生じないよう、各種の取組を促進し、間接差別をなくしていくために啓発を行います。

また、男女共同参画を進める事業所の表彰をはじめとする企業における女性の活用に向けた積極的格差を正措置を促進します。

さらに、育児休業・介護休業制度などの普及定着に努め、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を可能にする働き方を推進します。

推進項目

- ① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知徹底（産業労働部）
ア コースなどで区分した雇用管理に関する留意事項の周知

イ 間接差別の禁止についての啓発

② 企業における女性の活用に向けた積極的格差是正措置の促進

(県民生活部、産業労働部、関係部局)

ア 男女共同参画を進める事業所の表彰

イ 女性の能力を活用した実践例の情報提供と普及啓発

ウ 女性に対する企業内教育や事業主などが行う職業訓練の促進

③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進の必要性についての啓発（再掲）（県民生活部、産業労働部、関係部局）

④ 労働情報の収集・分析（産業労働部）

⑤ 男女が働きやすい就業環境の整備（産業労働部、関係部局）

- ア セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務及びパワー・ハラスメントなどの防止対策の周知
イ 労働基準法や男女雇用機会均等法（妊娠・出産後の健康管理に関する規定）などの母性保護に関する法律の周知
ウ 労働相談体制の充実
エ 働く場における男女共同参画意識の啓発

⑥ 働き方の見直しの推進（産業労働部）

- ア 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発
イ 所定外労働の削減、短時間勤務・フレックスタイム制などの導入、多様就業型ワークシェアリングの促進

⑦ 育児休業・介護休業制度などの普及定着（産業労働部、関係部局）

⑧ 事業所における仕事と子育ての両立支援の取組促進

(総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部)

- ア 従業員の仕事と子育ての両立を応援する「子育て応援宣言企業」の登録・支援
イ 次世代育成支援対策推進法による事業主行動計画の策定促進
ウ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
エ 子育て支援への積極的な取組などを行っている県内企業などへの建設工事請負等競争入札参加資格審査における格付けの優遇

⑨ 地域活動を奨励するようなボランティア活動休暇制度の促進

(産業労働部、関係部局)

施策の基本的な方向

(2) 女性がいきいきと能力を発揮できる就業への支援

女性が職業能力の開発・向上を図っていくために、求職者・求人者のニーズに対応した職業能力開発の機会を充実するほか、相談体制の充実や情報の提供により求職者の円滑な就業を支援していきます。

また、育児などのために一時的に仕事を離れた男女の再就業への支援を行います。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
- ② 就業に関する相談体制・情報提供の充実
(県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ③ 女性の就業継続・再就業に役立つ講習・訓練や相談体制・情報提供の充実
(県民生活部、産業労働部)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）、女性キャリアセンターなどを活用した支援
 - イ 就業相談・情報提供、セミナーの開催
- ④ 母子家庭の母などに対する職業訓練の充実（産業労働部）
- ⑤ 女子学生・若年者の就業への支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア ヤングキャリアセンター埼玉、若者自立支援センター埼玉、男女共同参画推進センター（With You さいたま）による就職相談・情報提供、セミナーの開催
 - イ インターンシップ制度などを通じた大学生の就業体験機会の充実
- ⑥ 女性医師バンクやナースバンクの活用などによる再就業支援（保健医療部）
 - ア 国との連携による女性医師や看護師などの再就業支援システムの強化
- ⑦ 男女が働きやすい就業環境の整備（再掲）（産業労働部）

施策の基本的な方向

(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

雇用・就業形態の多様化の中で、女性も男性もその価値観やライフスタイルなどに応じて多様かつ柔軟な働き方を安心して選択できることが重要です。

こうした観点から、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。その際、在宅勤務・テレワーク・NPO活動などの多様な就業形態への支援についても配慮します。

また、女性による起業への関心が高まっている中、事業経営に当たっての知識や情報などが不足しがちなことから、起業に向けた支援を行います。

推進項目

- ① 多様な就業形態における就業環境の改善（総務部、産業労働部）
 - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の周知徹底
 - イ 派遣先が講ずべき措置に関する指針の周知徹底
 - ウ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知徹底
 - エ 家内労働者の労働条件の改善の促進
- ② パートタイム労働者などの均衡処遇の促進（産業労働部）
 - ア パートタイム労働者、派遣労働者などの処遇・労働条件の改善に向けた支援
 - イ 国への働きかけ
- ③ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センターや男女共同参画推進センター（With You さいたま）における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 大学などとの連携による学生も含めた起業支援
 - エ 融資による開業資金の支援
- ④ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進（県民生活部、産業労働部）
- ⑤ NPO活動の促進（県民生活部）
 - ア NPO法人の設立や本格的活動に対する助成
 - イ 税務・会計・運営相談や労務管理などのマネジメントセミナーの開催
 - ウ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
 - エ 団体希望寄附金制度などNPO基金を活用したNPO活動への支援
- ⑥ 在宅勤務・テレワーク・NPOなどの多様な働き方や働く場に対応した就業支援（県民生活部、産業労働部）

⑦ 多様な働き方についての普及啓発（産業労働部）

- ア 短時間勤務や在宅勤務など個人のライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できる多様就業型ワークシェアリングなどの普及啓発

施策の基本的な方向

（4）商工業などに携わる女性の経営・地域社会への参画促進

商工業などに携わる女性の方針決定の場への参画を促進し、能力開発・能力向上を促進します。

推進項目

① 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）

- ア 商工会・商工会議所の女性部活動への助成

② 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進（再掲）

（県民生活部、産業労働部）

③ 女性の起業支援（再掲）（県民生活部、産業労働部）

施策の基本的な方向

（5）農林業に携わる女性の農業経営・地域社会への参画促進

農業就業人口の5割を超える女性が農業活動の重要な担い手として持てる能力を十分に發揮できるよう、農業経営や地域社会における方針決定の場への参画を促進し、能力開発・能力向上を積極的に推進します。

推進項目

① 農山村における女性の参画の促進（農林部）

- ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発

イ 家族経営協定の締結の推進

ウ 女性認定農業者やさいたま農村女性アドバイザーの認定の推進（再掲）

エ ITを含む技術習得や起業化の促進

オ 農産物加工・販売や農家レストランなど起業活動に取り組む女性農業者への支援

施策の基本的な方向

(6) 女性のチャレンジ支援

少子高齢化が更に進んでいく中で社会の活力を維持していくためには、意欲と能力のある女性があらゆる場で活躍することが必要です。このため、起業・NPO活動・ボランティア活動・再就職など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、個々のライフステージに応じた幅広いニーズに対応しながら積極的に支援します。

また、チャレンジしたい女性が必要な情報を入手することができるよう、男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点として、情報提供や人的ネットワークの充実を図ります。

推進項目

- ① 起業・NPO活動・ボランティア活動など女性のチャレンジに関する相談体制や人的ネットワークを活用した講座、情報提供の充実
(県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ② 女性の就業継続・再就業に役立つ講習・訓練や相談体制・情報提供の充実
(再掲) (県民生活部、産業労働部)
- ③ 女子学生・若年者の就業への支援 (再掲) (産業労働部)
- ④ 女性の起業支援 (再掲) (県民生活部、産業労働部)

<推進指標>

重点指標 1:M字カーブ問題の解消、2:政策・方針決定過程への女性の参画、3:男性にとっての男女共同参画

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
女性(15～64歳)の就業率 【重点1】	55.5% (平成17年)	59.3% (平成27年)	県内の女性(15～64歳)に占める就業者の割合	国勢調査結果を踏まえ、前5年間の伸び率を参考に、この目標値を設定
女性(30～39歳)の就業率 【重点1】	56.1% (平成17年)	63.8% (平成27年)	県内の女性(30～39歳)に占める就業者の割合	平成22年の国勢調査の全国平均以上を目指して、この目標値を設定

女性キャリアセンターの利用者数 【重点1】	15,308人 (平成20年5月～平成23年3月)	25,000人 (平成24年度～平成28年度)	女性キャリアセンターを利用した女性の人数	過去の利用者数を勘案し、毎年5,000人の利用者を見込み、この目標値を設定
女性キャリアセンターを利用した女性就職者数 【重点1】	633人 (平成20年6月～平成23年3月)	3,150人 (平成24年度～平成28年度)	女性キャリアセンターの利用者のうち就職した女性の人数	平成23年度は希望者に対する職業紹介を開始するなどの取組により600人の就職を目指している。新たな計画では更に5%増を目指して、この目標値を設定
「ワークライフバランス」という言葉の周知度	42.4% (平成21年度)	60%以上 (平成27年度)	「ワークライフバランス」という言葉を知っている県民の割合	施策推進による伸びを見込み、6割以上を目指して、この目標値を設定
ヤングキャリアセンター埼玉を利用した女性就職者数	5,353人 (平成19年度～平成22年度)	7,000人 (平成24年度～平成28年度)	ヤングキャリアセンター埼玉を利用した女性の就職者数	現計画においては、就職目標4,000人に対して、実績は6,700人近くに達するものと見込まれる。新たな計画では、これを更に5%アップさせることを目指すこととし、この目標値を設定
農山村女性の起業件数	177件 (平成22年度)	267件 (平成27年度)	女性が主たる経営を担う、地域農林産物を利用した農林業関連の経済活動の数	農業の6次産業化を推進するため、農山村女性の起業数について、毎年約10%(18経営体)を育成することとし、この目標値を設定

基本目標 III

家庭や地域を男女が共に支え合う

施策の柱 3 家庭における男女共同参画の推進

現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男性が子育て・介護・家事労働や地域活動に参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

人口減少・超高齢社会が進展する中で、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を働く場や地域社会に浸透させていくとともに、男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれた生活スタイルの実現を目指していくことが必要です。

施策の基本的な方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。

推進項目

- ① 家族一人一人が自立して家事を担うような意識啓発や学習機会の提供
(県民生活部、教育局、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター (With You さいたま) での学習・研修事業や情報提供による意識啓発
 - イ 男女共同参画アドバイザーの養成 (再掲)
- ② 子どもの教育への父親の参画促進や男性の子育てへの支援
(福祉部、産業労働部、教育局)
 - ア 働く父親などを対象にした家庭教育出前講座や子どもの職場参観などの実施
 - イ 家庭教育アドバイザーや男女共同参画アドバイザーの養成
- ③ 消費生活に関する学習機会の提供 (県民生活部)

施策の基本的な方向
(2) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 待機児童の解消を目指した保育所の整備・充実（福祉部、保健医療部）
 - ア 保育と幼児教育の一体的提供、企業内保育所・病院内保育所の整備促進
- ② 保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実（福祉部）
 - ア 認可外保育施設の指導
 - イ 延長保育、一時預かり事業、特定保育、障害児保育などの促進
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
 - ア 幼稚園での預かり保育への支援
 - イ 満3歳児入園の拡大
- ④ 放課後児童クラブの充実（福祉部）
- ⑤ 家庭や地域の子育て機能・環境の充実（福祉部、産業労働部、関係部局）
 - ア 市町村の子育てに関する総合支援窓口への支援
 - イ 地域子育て支援センターの充実
 - ウ ファミリー・サポート・センターの設置促進
 - エ 地域の子育て支援ネットワークへの支援
 - オ 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
 - カ 児童虐待防止対策の総合的な推進
 - キ 子育て家庭への優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の更なる充実
- ⑥ 保育士などの資質の向上（福祉部、教育局）
- ⑦ ひとり親家庭への支援（福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
- ⑧ 子育てに関するボランティア活動・NPO活動への支援（県民生活部、福祉部）
 - ア 子育てに関する情報提供やネットワークづくりなどへの支援
- ⑨ 利用者が選択しやすい情報提供や相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

- ア 地域子育て支援センターなどの充実
- イ 児童相談所の相談体制の充実
- ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における子育てに関する情報提供

施策の基本的な方向

（3）介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）
 - ア 地域包括支援センターの運営支援
 - イ 24時間在宅生活を支える介護サービスの普及
 - ウ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の設置支援
- ③ 介護に関するボランティア活動・NPO活動への支援（県民生活部、福祉部）
 - ア 介護に関する情報提供やネットワークづくりなどへの支援

施策の基本的な方向

（4）家庭と仕事・地域活動の両立支援

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成します。

推進項目

- ① 家庭・働く場・地域における意識啓発の推進（県民生活部、福祉部、産業労働部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などを活用した意識啓発
 - イ 子育てを応援するイベントの積極的実施
- ② 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO 第

156号条約)の周知(産業労働部)

- ③ 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
(県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局)
ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)などを活用した学習機会の提供
- ④ 働き方の見直しの推進(再掲)(産業労働部)
- ⑤ 育児休業・介護休業制度などの普及定着(再掲)(産業労働部、関係部局)
- ⑥ 事業所における仕事と子育ての両立支援の取組促進(再掲)
(総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部)
- ⑦ 男女共同参画を進める事業所の表彰及び実践例の情報提供と普及啓発
(県民生活部、産業労働部)
- ⑧ 地域活動を奨励するようなボランティア活動休暇制度の促進(再掲)
(産業労働部、関係部局)
- ⑨ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進(企画財政部)

施策の基本的な方向

(5) 男性の家庭・地域活動への参画の促進

男女が働き続けながら、安心して育児・介護を行うことができるよう、家庭と仕事の両立支援制度の定着に努めるとともに、男性にとっての働き方の見直しが求められています。

また、労働時間の短縮や通勤に要する時間の短縮により、仕事と家庭・地域活動などが両立しやすい環境の整備を図り、ワークライフバランスを推進します。

推進項目

- ① 男性の生活・自活能力向上のための支援(県民生活部、保健医療部)
- ② 父親の子育て参加の促進(福祉部、産業労働部)
- ③ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進
(県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局)

施策の柱 4 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

男女がその能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。また、共にかけがえのない地域社会の一員として相互理解や交流を深め、支え合いながら生活することができる社会環境の整備を進めます。

施策の基本的な方向

(1) 高齢者がいきいきと生活できる支援

高齢者に対する固定的な見方や偏見を除去し、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、いきいきと生活できるよう支援を行います。

その際、本県の特徴である地域とつながりが薄く孤立しがちな都市型高齢者の増加に配慮します。

また、様々な産業や公益活動の分野で、高齢者が経験・知識・技能を生かして働くよう就業・創業を支援します。

推進項目

- ① 公民館などの高齢者に対する生涯学習の充実や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者の就労環境の整備（産業労働部、関係部局）
- ③ 高齢者の自主的活動のきっかけづくりや情報提供（福祉部）
 - ア 彩の国いきがい大学の活用
 - イ 大学でのリカレント教育の実施
- ④ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（福祉部、産業労働部、関係部局）
 - ア 高齢者の就業・地域活動への支援
- ⑤ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑥ 高齢者の福祉用具利用や住宅改造についての情報提供や相談体制の充実（福祉部、都市整備部）
- ⑦ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部、福祉部）

施策の基本的な方向

(2) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、妊娠期の女性など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活を送ることができるよう、障害者を特別視するのではなく一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり共に生きることこそノーマルであるというノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、バリアフリー やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に推進します。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
(福祉部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ② 県内在住の外国人に対する相談体制の充実(県民生活部、関係部局)
ア 外国人総合相談センター埼玉の運営、相談員の資質の向上
- ③ 外国語による生活情報の提供(県民生活部、関係部局)
ア 暮らしのガイド(電子情報板)の情報の更新及び市町村への提供
イ 多言語による生活情報・各種行政情報の提供
- ④ 外国人のための日本語学習の場の提供(県民生活部、関係部局)
- ⑤ 外国人留学生への支援(県民生活部、産業労働部)
ア 県内企業に就職を希望する外国人留学生への支援
- ⑥ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)
ア バリアフリーの視点に立ったまちづくり
- ⑦ ユニバーサルデザインの推進(県民生活部、全庁)

施策の基本的な方向

(3) 経済的に困難な女性、若年女性無業者などの自立支援

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経

済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中止や非正規雇用が多いこと、男性に比べ平均的に長寿で高齢期の単身生活期間が長い傾向があることなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。

こうした経済的に困難な女性に対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。

また、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（再掲）（産業労働部）
- ② 就業に関する相談体制・情報提供の充実（再掲）
(産業労働部、教育局、関係部局)
- ③ 女性の再就業に役立つ講習・訓練や相談体制・情報提供の充実
(県民生活部、産業労働部)
- ④ 若年女性無業者への就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における就職相談・情報の提供、セミナーの開催
 - イ 若者自立支援センターにおける個別相談の実施
- ⑤ ひとり親家庭（母子家庭）への支援
(福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部)
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進（再掲）
 - イ 母子家庭の母などに対する職業訓練の実施
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催

施策の基本的な方向

（4）男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が7割で女性が3割となっています。「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を女性よりも男性の方が持つ傾向にあり、男性の側で抱えるこうした意識が「男性が主に稼ぐべき」

という重圧にもなっています。

こうした男女の役割分担意識が一因となって自殺に追い込まれる人を防ぐには、「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、自殺によりのこされた方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）

- ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
- イ 働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発

② 現に危機状態にある人への相談支援の充実

（県民生活部、保健医療部、産業労働部）

- ア 働く人のメンタルヘルス相談の実施
- イ 事業所への情報提供や研修の実施
- ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
- エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施

③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体やボランティア活動への支援、連携

（保健医療部）

④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）

- ア のこされた人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
- イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

（5）地域活動における男女共同参画の促進

女性も男性も共に様々な地域活動へ参画していくよう、地域に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しを進めるために、広報・啓発活動を行います。

また、情報提供などを通じ、地域活動への参画を促進するための環境整備を行います。

推進項目

- ① NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
(県民生活部、福祉部、産業労働部、関係部局)
 - ア NPO情報ステーションなどを活用した情報の提供
 - イ 地域活動に関する相談事業の実施
- ② 地域活動参画への機会づくり、学習機会の提供、ネットワーク化などの活動の活性化(県民生活部、福祉部、教育局、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)などにおける学習・研修事業、自主活動・交流支援事業などによる地域活動の活性化
 - イ 関係団体と連携したNPOのネットワークづくりの推進
- ③ 地域活動を奨励するようなボランティア活動休暇制度の促進(再掲)
(産業労働部、関係部局)

施策の基本的な方向

(6) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実とともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・普及
(県民生活部、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)の活用
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供
(県民生活部、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)における研修・講座などの実施
 - イ 国立女性教育会館との連携
- ③ 自治体外交・県民主体の国際交流の推進(県民生活部、関係部局)
- ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進
(県民生活部、関係部局)

- ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での自主活動・交流支援事業の活用
イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援

⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）

＜推進指標＞

重点指標 1:M字カーブ問題の解消、2:政策・方針決定過程への女性の参画、3:男性にとっての男女共同参画

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
保育サービスを利用可能な児童数 【重点1】	97,473 人 (平成 22 年度末)	113,000 人 (平成 28 年度末)	保育所、家庭保育室、企業内保育所、特定保育、幼稚園預かり保育などを利用可能な児童の数	過去の保育サービスの申込者の推移を勘案し、必要な数を確保することを目指して、この目標値を設定
保育所待機児童数	1,186 人 (平成 23 年 4 月 1 日)	550 人 (平成 29 年 4 月 1 日)		県議会による追加指標
中小企業において、仕事と育児の両立支援制度を整備している事業所の割合【重点1】	75. 9% (平成 22 年 7 月)	90% (平成 28 年度)	中小企業賃金実態調査において、仕事と育児の両立支援制度を整備していると回答した中小企業事業所の割合	平成 22 年時点での大企業における数値が約 95%のため、大企業に近づけることを目指して、この目標値を設定
男性県職員の育児休業取得率 【重点3】	4. 3% (平成 21 年度)	10% (平成 26 年度)	当該年度中に子が生まれた男性職員のうち、育児休業を取得した職員の割合	男性職員の育児休業取得率については、国が定めた「子ども・子育て応援プラン」を基に、埼玉県子育て応援事業主プラン（後期計画）の中で 10%を目標としていることから、この目標値を設定
男性の家事・育児・介護の時間数 【重点3】	週当たり 140分 (平成 18 年度)	週当たり 240分 (平成 28 年度)	男性の家事・育児・介護にかかる時間数	埼玉県の男性の家事・育児・介護を週当たり 4 時間(240 分)に増やすことを目指して、この目標値を設定

家庭教育アドバイザーの登録数	758 人 (平成 22 年度末)	1,100 人 (平成 28 年度末)	家庭の教育力の向上を図るための「親の学習」講座や子育て講座、子育て相談などの指導者の養成者数	県民にとって身近な小中学校区での「親の学習」などの家庭教育支援が実施できるように、県内の小学校数と中学校数を合わせたおおむねの数を目標値として設定
介護人材の育成人数	2,075 人 (平成 22 年度)	3,400 人 (平成 28 年度)	県が職業訓練により育成する介護人材の数	県が職業訓練により介護人材を育成することにより、国及び民間の育成人数と合わせて県内で必要となる介護人材数を満たすことを目指して、この目標値を設定
24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	0市町村 (平成 22 年度末)	全市町村 (平成 28 年度末)	在宅の高齢者の心身の状況に応じて1日 24 時間にわたり介護と看護のサービスを一体的に提供する 24 時間の定期巡回・随時対応サービスが提供されている市町村の数	高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、県内すべての市町村で 24 時間の定期巡回・随時対応サービスが普及していることを目指して、この目標値を設定
地域支え合いの仕組み実施市町村数	25市町村 (平成 22 年度末)	全市町村 (平成 28 年度末)	地域支え合いの仕組みを実施している市町村数	共助社会を実現するため、地域支え合いの仕組みが全市町村で実施されていることを目指して、この目標値を設定
地域・社会活動への参加経験のある 60 歳代の県民の割合	45. 2% (平成 22 年度)	60% (平成 28 年度)	県政世論調査において、地域・社会活動への参加経験がある 60 歳代の県民の割合	現行の高齢者支援計画で同様の目標を掲げており、達成できていないため、この目標値を設定
外国人の支援を行うボランティアの登録者数	4,697 人 (平成 22 年度末)	6,700 人 (平成 28 年度末)	県内の市町村における外国人の支援を行うボランティアの登録者数	外国人の支援を行うボランティアの登録者数を、平成 22 年度末から約 2,000 人増加させることを目指して、この目標値を設定

災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱 5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。地域防災計画の策定に際しては、男女双方の視点に立った計画の策定や女性の積極的な参画を促進します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があります。このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。

施策の基本的な方向

(1) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発

地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて意識啓発を行います。

推進項目

- ① 自主防災組織及びボランティア組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- ② 地震対策セミナー、出前講座などの意識啓発（危機管理防災部）
- ③ 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）
- ④ 女性の視点を取り入れた自主防災組織活動の促進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの整備

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設

置・運営などのマニュアルの整備を行います。

推進項目

- ① 地域防災計画の策定過程への女性の参画（危機管理防災部）
- ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（危機管理防災部）
- ③ 女性や子育てに配慮した避難所の設営（危機管理防災部、関係部局）
- ④ 女性や子育てに配慮した避難所の運営体制の整備
（危機管理防災部、関係部局）
- ⑤ 市町村の地域防災計画の策定支援（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

（3）男女共同参画の視点に立った災害時の対応

女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置や健康被害に関する情報提供を行います。

避難所においては、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受け入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
- ② 放射能などによる健康被害に関する適切な情報提供
（危機管理防災部、関係部局）
- ③ 女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営（危機管理防災部、関係部局）
- ④ 女性に配慮した県外からの避難者の受け入れ態勢の整備
（危機管理防災部、関係部局）

施策の基本的な方向

（4）災害復興時における男女共同参画の促進

災害復旧事業計画の策定過程や災害復旧活動において女性の参画を促進すること

により、男女のニーズを反映した災害復興を推進します。

推進項目

- ① 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- ② 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

<推進指標>

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
避難所における女性への配慮を定めている市町村の割合	79.7% (平成 22 年度末)	全市町村 (平成 28 年度末)	市町村地域防災計画において、避難所における女性のニーズに配慮することを定めている市町村の割合	すべての市町村において定めることを目指して、この目標値を設定

基本目標 V

男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱 6 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根強く残っています。女性も男性もあらゆる分野において個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。

施策の基本的な方向

- (1) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

女性も男性も性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画していくよう、社会制度や慣行の見直しを行います。

推進項目

- ① 働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部、全庁）
 - ア 調査などによる実態把握
 - イ 国への働きかけ
- ② 男女共同参画の視点からの施策や事業展開の見直し（県民生活部、関係部局）
 - ア 個人の多様なライフスタイルの選択に対して中立的な税制、医療・年金などの社会保障制度などの検討及び国への働きかけ
 - イ 男女共同参画配慮度評価の実施
- ③ 市町村における施策や事業の展開の見直しの促進（県民生活部、関係部局）
- ④ ユニバーサルデザインの推進（再掲）（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。

その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部、全庁）
 - ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
 - イ 男性を対象とする事業の充実
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における県民・行政職員・教員・事業者などを対象としたプログラムの開発と提供
 - エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
 - オ 男女共同参画社会の正しい理解の浸透
- ② 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ③ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

- （3）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法令・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供
- ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）

- ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、弁護士・精神科医・カウンセラーによる専門相談、若年者が相談しやすいインターネット相談の実施
- イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による偏見のない視点を養う相談担当者の研修の実施
- ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用

施策の基本的な方向

（4）男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などについて見直しを行い、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供
(県民生活部、全庁)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
 - イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- ② 男女共同参画に関する意識調査の実施や女性を取り巻く現状の把握
(県民生活部、関係部局)
 - ア 埼玉の特徴的課題について男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究
- ③ あらゆる分野の男女別統計データの収集など、男女共同参画の視点からの調査方法の見直し（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

（5）男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における女性の参画という視点だけでなく、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた男性に対しての積極的な働きかけが必要です。

男性にとっての男女共同参画の意義や必要性についての理解を促進するため広報や意識啓発を行うとともに、家庭や地域へ男性が積極的に参画するための施策を推

進します。

推進項目

- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
(県民生活部、産業労働部)
 - ア 男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発
 - イ 事業所における男性管理職などの意識啓発
- ② 相談体制の充実(県民生活部、福祉部、産業労働部)
 - ア 男性に対する相談体制の充実による心身の健康維持の取組

施策の柱 7 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

新聞・テレビ・ラジオ・雑誌などのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きく、高度情報化の進展により、その影響は更に拡大するものと予想されています。また、県が発信する情報も同様です。

そこで、公衆に情報を表示する場合に性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアによる自主的な取組も必要です。

また、公衆に表示される情報について県民自身が批判的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められます。

施策の基本的な方向

(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現に十分留意するよう、また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修を実施し、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
ア メディアへの協力依頼・働きかけ
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の提供
(県民生活部、関係部局)

- ② メディアにおける表現に関する実態把握と社会的・文化的に形成された性別(ジエンダー)の視点からの分析（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(3) 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

青少年などを不適切な性・暴力表現を扱ったメディアから保護し、また、これに接することを望まない者が公共の場で不快な環境にさらされない方策を、関係法令に基づき推進します。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護とこれに接することを望まない者が公共の場で不快な環境にさらされない方策の推進
(県民生活部、警察本部、関係部局)

- ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
イ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく対策の推進
ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、多様な生き方や働き方を社会に浸透させるために、県が表現留意基準を基に率先して取組を行います。また、他の機関や民間のメディアに対し、こうした県の取組について広く周知します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った県の広報活動における表現留意基準の運用と周知
(県民生活部、全庁)
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない広報の推進
(県民生活部、全庁)

＜推進指標＞

重点指標 1:M字カーブ問題の解消、2:政策・方針決定過程への女性の参画、3:男性にとっての男女共同参画

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
固定的な性別役割分担に同感しない人(男性)の割合 【重点3】	48.9% (平成21年度)	55%以上 (平成27年度)	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に対する同感度の割合	施策推進による伸びを見込み、過半数を目指して、この目標値を設定
固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	52.5% (平成21年度)	60%以上 (平成27年度)	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に対する同感度の割合	施策推進による伸びを見込み、6割以上を目指して、この目標値を設定
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	64.6%※ (平成21年度)	70%以上 (平成27年度)	「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	施策推進による伸びを見込み、7割以上を目指して、この目標値を設定

※ 全国値：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱 8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子どもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子どもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

また、女性も男性も各自の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- ① 保育における男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、福祉部、教育局）
 - ア 一日保育体験など、男女が共に子育てに取り組む施策の推進
- ② 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施
 - イ 県立学校の共学化の検討
 - ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
 - エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
 - オ 出席簿における名簿の取扱いをはじめ、学校の日常生活の中で気付かないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与えている事柄の点検や見直し

力 あらゆる暴力行為の防止に向けた指導と意識啓発

- ③ 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実
(県民生活部、関係部局)
- ④ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実(総務部、教育局)
ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について教職員研修などを通した正確な理解の浸透
イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ⑤ 科学に親しみ科学技術を担う人づくりの促進(教育局、産業労働部)
ア 女子小・中学生や高校生などの理工系分野への理解・関心の向上及び同分野への進路選択の支援
イ 大学、研究機関、民間企業と連携した科学技術を担う人材の育成
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進(教育局、産業労働部)
ア 発達段階に応じたキャリア教育の充実
イ 職場体験活動などの充実
ウ 教育界、産業界及び行政が連携して産業人材育成に取り組む産業人材育成プラットフォームなどの活用の推進

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

子どもの頃から男女共同参画の意識をはぐくむためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進(教育局、関係部局)
ア 男女共同参画の視点に立った学校行事やP T A活動などの促進
イ 「親の学習」の推進
ウ 学校応援団の推進
エ 放課後子ども教室の推進
- ② 家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化(教育局、関係部局)
ア 乳幼児に関する相談や家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力を付けるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
 - イ IT（情報技術）活用能力の養成
- ② 人材の育成（県民生活部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画アドバイザーなどの地域リーダーの育成と活用
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進
- ③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援
 - イ NPOや団体によるセミナーなどの企画・開催を通じた能力向上機会の提供
 - ウ 生涯学習ステーションによる人材登録制度の紹介や学習情報の提供

＜推進指標＞

指標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
人権感覚育成プログラムを実践した学校の割合（公立小・中学校、高等学校）	65% (平成 22 年度)	100% (平成 25 年度)	公立小・中・高等学校で、人権感覚育成プログラムを活用した授業実践を行った学校の割合	すべての公立小・中・高等学校において、人権感覚育成プログラムを活用した授業実践を目指して、この目標値を設定
小・中学校における学校応援団の年間活動回数	175回 (平成 22 年度)	210回 (平成 28 年度)	小・中学校における学校応援団の1校当たりの年間平均活動回数	年間の授業日数などを考慮し、子どもたちが学校に通う日には学校応援団が毎日活動することを目指して、この目標値を設定

男女共同参画アドバイザーが登録されている市町村の数	38市町 (平成 22 年度)	全市町村 (平成 28 年度)	男女共同参画アドバイザー登録者が、その居住地または勤務地のうち、活動拠点として登録した市町村の数	男女共同参画の推進には、学校や職場など身近な地域で学習や活動を支援する人材が必要であるため、すべての市町村に男女共同参画アドバイザーが登録されていることを目指して、この目標値を設定
---------------------------	--------------------	--------------------	--	--

基本目標 VII

女性に対するあらゆる暴力を根絶する

施策の柱 9 女性に対する暴力の防止と被害者支援

女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取組を進める必要があります。

あわせて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。

推進項目

① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

(教育局、県民生活部、警察本部、関係部局)

- ア 学校教育におけるあらゆる暴力行為の防止に向けた指導
- イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催
- ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発

② 相談しやすい体制の整備（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）

- ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
- イ 研修、人材の確保
- ウ 地域の理解の促進

③ 関係機関の連携（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局）

- ア 関係機関連携会議や合同研修会の開催

④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）

- ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
- イ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
- ウ 適切な自衛・対応策の教示
- エ 通訳の確保やNGOとの連携など、特別な配慮を必要とする人への対応
- オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
- カ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）

⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

- ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
- イ 犯罪情報や防犯情報の発信
- ウ わいせつな雑誌、コンピュータソフト、インターネット上の情報などの業者による自主規制の促進
- エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進

⑥ 女性に対する暴力に関する調査研究（県民生活部）

- ア 被害実態の把握及び加害者の研究

⑦ 子どもの権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（2）配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

夫・パートナーなどからの暴力（いわゆるDV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の周知を図るとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの総合的な対策を図ります。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合、子どもに対して大きな影響があるた

め、子どもへの配慮も必要です。

推進項目

- ① 検挙その他の適切な措置の推進（警察本部）
- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
(県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局)
 - ア 市町村によるDV防止基本計画の策定への支援
 - イ DV対策関係機関連携会議や合同研修会の開催
- ③ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、男女共同参画推進センター(With Youさいたま)、けいさつ総合相談センター、犯罪被害者相談センターなどにおける相談による対応
 - イ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害の防止のための研修の実施
 - ウ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携
- ④ 一時保護の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 適切かつ効果的な一時保護の実施
 - イ 一時保護所の人員体制の充実、県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充
 - ウ 民間シェルターへの支援・育成
- ⑤ 被害者とその子どもの自立支援
(県民生活部、福祉部、産業労働部、都市整備部、教育局、関係部局)
 - ア 県営住宅の一時的な居住先としての提供
 - イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供
 - ウ 専門機関の支援による継続的な心のケアの実施体制の検討
 - エ 児童福祉施設における子どもと親の心のケア対策
 - オ 子どもの円滑な転編入学に向けた情報提供及び市町村教育委員会への支援
- ⑥ DV防止に係る広報・意識啓発（県民生活部、警察本部、関係部局）
 - ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催
 - イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施
 - ウ 交際相手からの暴力（デートDV）防止啓発の推進
- ⑦ 加害男性への対応（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不适当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるため、意識改革を進めます。

また、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組を進めます。

推進項目

- ① 雇用の場における企業などのセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(総務部、県民生活部、産業労働部、教育局、警察本部)
ア 男女雇用機会均等法の普及と労働相談の実施
イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- ② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
(総務部、教育局)
ア 教職員などに対する意識啓発及び研修
イ 相談体制の充実
- ③ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
(県民生活部、福祉部、関係部局)
ア 地域社会、医療・社会福祉施設などにおける相談体制の充実
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）（県民生活部）

施策の基本的な方向

(4) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者が安心して被害を届け出られる環境づくりやその精神的ケアを進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処（警察本部）

- ② 性犯罪の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
 - ア 女性の警察官による事情聴取
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
 - ア 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア（再掲）
 - イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
 - ウ 犯罪被害者援助センターによる被害者支援

施策の基本的な方向

（5）売買春への対策の推進

女性の尊厳を傷つけ女性の人権を軽視する売買春は、決して許されるものではありません。売買春の根絶に向けて関係法令を厳正に運用するとともに、広く「買春は恥すべき行為」との意識啓発を行います。

さらに、売春防止法に基づく要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子どもの人権の尊重についての意識啓発
(県民生活部、福祉部、教育局、警察本部)
- ③ 売買春からの女性の保護（県民生活部、福祉部）
- ④ 社会復帰支援の充実（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

施策の基本的な方向

（6）人身取引対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子どもで、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のために、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（県民生活部、警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
 - ア 婦人相談センター、警察などの被害者相談窓口における適切な対応
 - イ NGOとの連携・情報交換
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 婦人相談センターでの被害者の保護、民間シェルターなどへの一時保護委託
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語パンフレットの配付
 - イ 国籍国の大使館、入国管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

（7）ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る広報を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ② 相談体制の充実（警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び防犯対策（県民生活部、警察本部）
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例の普及啓発（警察本部）

施策の基本的な方向

(8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

児童買春や児童ポルノは、発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えます。年齢に不相応な過度な性的刺激は性暴力であり、適切な取組が必要です。

また、児童虐待は、重篤な場合には生命の危機に至るほか、人間関係の基礎となる養育者との愛情関係を損ない、心身の発達の遅れや精神の不安定をもたらすなど、子どもの健全な育成を阻害する深刻なものであり、虐待の防止や対応に当たって様々な関係機関の機能及び連携を強化する必要があります。

推進項目

- ① 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締りの強化（警察本部）
- ② 児童買春の根絶に向けた啓発・相談（福祉部、教育局、警察本部）
ア　出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
- ③ 児童虐待防止対策の総合的な推進（再掲）（福祉部）

＜推進指標＞

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
夫婦間における「平手でぶつ、足でける」を暴力として認識する人の割合	80.9% (平成 21 年度)	100% (平成 27 年度)	夫婦間において相手を「平手でぶつ、足でける」ことを暴力として認識する人の割合	施策推進による伸びを見込み、100%を目指して、この目標値を設定
DV防止基本計画の策定市町村数	25市町 (平成 22 年度末)	全市町村 (平成 28 年度末)	DV防止基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)を策定している県内市町村の数	すべての市町村における策定を目指して、この目標値を設定
配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	3市 (平成 23 年 4 月)	13市 (平成 29 年 3 月)	配偶者暴力相談支援センターを設置している県内市町村の数	施策推進により、年平均 1~2 市での設置を目指して、この目標値を設定

基本目標VIII

男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱 10 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性も男性も、いつ、何人の子どもを産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康と権利がおびやかされています。

そのため、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

施策の基本的な方向

（1）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての知識の浸透・定着
(県民生活部、保健医療部)
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方を取り入れた母子保健対策の推進(保健医療部)
- ③ 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供(保健医療部、関係部局)
ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談体制の充実
- ④ 教育・学習機会の充実(保健医療部、教育局)
ア 地域における健康教育の実施

- イ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施（再掲）
- ウ 学校における適切な性に関する指導に関する教職員研修の実施
- エ 医療保健従事者への研修の実施

施策の基本的な方向

（2）生涯を通じた健康保持対策の推進

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

特に、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実（保健医療部）
 - ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談体制、健康づくりの充実
 - イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
- ② 思春期における保健対策の推進（保健医療部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施（再掲）
 - イ 性感染症に関する正しい知識の普及啓発
 - ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
 - エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- ③ 妊娠・出産期における女性の健康支援（保健医療部）
 - ア 月経障害、不妊への対応
 - イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への対策
 - ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の充実
 - エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
 - ア 健康づくりへの支援
 - イ 生活習慣病（子宮がんや乳がんなどの悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）、骨粗しょう症などへの対策
 - ウ 更年期障害への対応

工 健康づくりプログラムの開発

才 地域のプログラム普及指導者の養成による地域の健康づくり推進体制整備
支援

力 民間団体などと連携した健康づくりプログラムの普及

⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

（3）健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズや性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

女性は男性とは身体の仕組みが異なり、特に、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の従属関係によって女性主導の感染防御が行われにくい場合はHIV／エイズや性感染症にかかりやすいという特徴があることに留意します。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

また、薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

① HIV／エイズ・性感染症対策の推進（保健医療部）

② 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）

③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）

④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

<推進指標>

指 標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
健康寿命	男性 16.6 年 女性 19.5 年 (平成 21 年)	男性 17.3 年 女性 20.0 年 (平成 28 年)	65 歳の人が健康で自立した生活 を送ることができる期間。具体的 には、65歳の人が要介護2以上 になるまでの平均的な年数を算 出したもの	生活習慣病の予防やがん対策 を推進することにより、引き続 き健康寿命を伸ばすことを目指 して、この目標値を設定
HIV感染者早期発 見率	70% (平成 22 年)	80% (平成 28 年)	エイズ患者及びHIV感染者のう ち、HIV感染の段階で発見された 割合	全国の上位水準を目指して、こ の目標値を設定

第3章 計画の推進体制

経済・社会環境の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、各課に男女共同参画推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うことにより県の施策を実施し、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

4 国・県民・事業者・民間団体との連携

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、日常生活や事業活動の中に根強く残っています。このため、県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、

研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

さらに、民間団体への活動支援やネットワークの充実、国との連携を図ります。

5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査や計画の進行管理を行います。

(1) 調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、本県における男女共同参画をめぐる現状や意識に関する調査を行います。

さらに、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

(2) 計画の進行管理

毎年度、数値目標の達成状況の把握や施策の男女共同参画配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

6 女性のチャレンジ支援体制の充実

豊かで活力ある社会を実現し、男女が共に生きがいを持って充実した暮らしをするためには、女性の社会参画を推進する必要があります。そのためにも、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことが求められており、女性のチャレンジを支援していくことが望まれています。

チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点として、情報提供システムや人的ネットワークの充実を図ります。